

※ レイアウトイメージ ※

令和2年6月17日 案

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 地域のとらえ方.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	3
6 計画の策定体制.....	4
第2章 野洲市の現状.....	5
1 地域福祉に関連する現状.....	5
2 タウンミーティングからみた市民意識.....	5
3 地域福祉を取り巻く野洲市の課題.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	6
1 基本理念.....	6
2 基本方針（大事なキーワード）.....	6
3 基本目標.....	7
4 施策の体系.....	9
第4章 施策の展開.....	11
基本目標Ⅰ とともにささえ合う地域づくり ～地域福祉活動への市民参加～	11
第5章 計画の推進に向けて.....	12
1 計画の推進体制.....	12
2 計画の評価・検証.....	12
資料編	13
1 策定委員会設置要綱.....	13
2 策定委員会委員名簿.....	13
3 用語解説.....	13

※ レイアウトイメージ ※

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

近年、少子・高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、私たちを取り巻く環境は変容の一途をたどっています。

一方で、このような地域社会の変化により、公的サービスだけでは対応しきれない生活課題、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題、社会的排除の対象になりやすい人や低所得の問題など、多様な福祉課題がみられるようになっていきます。また、生活不安やストレスの増大による自殺、ホームレス、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、引きこもり、ニートなどの新しい社会問題が発生してきています。

「地域福祉」とは、そういった問題を家族や友人、近隣住民、事業所、社会福祉協議会や行政などとの連携の中で解決し、「誰もが自分らしく、誇りをもって、住み慣れた地域の中で、その一員として普通の生活を送ることができるようになること」を言います。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現し、地域福祉を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

すべての市民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「**地域福祉**」です。

そのためには、

住民自身の努力による「**自助**」、

地域住民がお互いに助け合う「**共助**」、

行政や社会福祉協議会などが取り組む「**公助**」、

市民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「**協働**」することが重要となります。

本計画では、地域の中で、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もがその人らしい安心して暮らせる生活が送れるよう、「地域の助け合い・支え合い」が当たり前のようになれる社会の実現を目指します。

※ レイアウトイメージ ※

2 計画策定の背景

野洲市では、平成 12 年の社会福祉法の改正以降、学区別懇談会を実施するなど、地域のさまざまな福祉に関する課題や解決策を話し合い、市民ニーズを把握しながら、平成 19 年 3 月に「第 1 期野洲市地域福祉計画」、平成 26 年 3 月に「第 2 期野洲市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を総合的に推進してきました。

また、野洲市社会福祉協議会では、平成 22 年 3 月に「第 1 次野洲市地域福祉活動計画」、平成 27 年 3 月に「第 2 次野洲市地域福祉活動計画」を策定し、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

本計画は、「第 2 期野洲市地域福祉計画」と「第 2 次野洲市地域福祉活動計画」の計画期間がともに最終年度を迎えることから、地域福祉に関わる取組みの実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどの変化を踏まえ、「（仮称）みんなで育む安心のやす福祉プラン」として、野洲市地域福祉計画と野洲市社会福祉協議会地域福祉活動計画とを一体的に策定し、さらなる地域福祉の推進を目指します。

3 地域のとらえ方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

「地域」の範囲は、となり近所や自治会、公民館単位などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域のとらえ方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では野洲市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は野洲市全体を「地域」ととらえるほか、人の営みや様々な活動が行われる範囲も「地域」としてとらえるなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟にとらえていきます。

※ レイアウトイメージ ※

4 計画の位置づけ

(1) 野洲市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、野洲市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、「野洲市総合計画」を上位計画とする計画であり、野洲市の目指す将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

さらに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」など、既存の各種関連計画における地域福祉分野に関する関連施策を総合的に推進するための施策を示すものです。

(2) 野洲市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、市民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地区福祉委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から・・・

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

※ レイアウトイメージ ※

6 計画の策定体制

本計画は、策定の段階からの積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 策定委員会

本計画を策定するにあたり、学識経験者、福祉団体の代表からなる「〇〇〇策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課の検討・調整等を行い、計画案を作成しました。

(2) タウンミーティングの実施

各地区における地域福祉に対する現状や課題を把握するため、市内 10 地区においてタウンミーティングを実施し、意見や課題を計画に反映させています。

※その他、パブリックコメントの実施等を記載

第2章 野洲市の現状

1 地域福祉に関連する現状

(1) 人口・世帯の状況

下記の統計データを整理し、掲載予定。

- ・総人口の推移
- ・年齢3区分人口の推移
- ・自然動態と社会動態
- ・世帯数の推移
- ・世帯構造の推移
- ・地区別人口・世帯数の状況

(2) 子どもの状況

下記の統計データを整理し、掲載予定。

- ・児童数：0～11歳（もしくは0～17歳）人口と伸び率
- ・保育所、幼稚園、小学生、中学生、等の状況

(3) 高齢者の状況

下記の統計データを整理し、掲載予定。

- ・高齢者人口
- ・地区別高齢者数・高齢化率
- ・要介護認定状況

(4) 障害のある人の状況

下記の統計データを整理し、掲載予定。

- ・身体障害者手帳所持者数の推移
- ・療育手帳所持者数の推移
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

2 タウンミーティングからみた市民意識

3 地域福祉を取り巻く野洲市の課題

※ レイアウトイメージ ※

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす

超少子高齢社会が目前に迫り、地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、行政だけが進めても、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを、市民に提供することはできません。これからの福祉活動は、地域ごとに、市民、企業、行政等が、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

市民一人ひとりがお互いを尊重し、理解し、相互に支えあい、助けあいながら、誰もが住み慣れたまちで、生涯にわたって安心して、自立した暮らしが続けられるよう、「ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とし、地域福祉を推進していきます。

2 基本方針（大事なキーワード）

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

「福祉」は他人事と思われがちですが、未曾有の自然災害の発生や令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症による外出自粛など、近年では生活のしづらさがいつ我が身に降りかかるともわからない状況となっています。「情けは人のためならず」の考え方のように、「我が事」として取り組んでもらうためにも、「おたがいさま」という考え方をキーワードとしました。

また、近年の福祉課題となっている生活困窮等の多くは窮状を発信する力が弱く、また、情報を得ることが難しい、いわゆる情報弱者の方が多いのが現状です。周囲の地域住民が、ささいな違和感に気づいたとき、少しの勇気を出しておせっかいをすることで、届く支援、届けられる支援があることから「少しのおせっかい」をキーワードとしました。

少しのおせっかいができる関係性が構築できることこそが、支えあう地域づくりにつながると考えます。また、そのおせっかいの結果として相談者を発見しても、しっかりと対応できる体制がなければ、安心しておせっかいもできないため、「安心しておせっかいができる体制づくり」の構築を目指します。

※ レイアウトイメージ ※

3 基本目標

本計画の基本理念である「ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」の実現に向けて、次に掲げる3つの基本目標を掲げ、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

基本目標Ⅰ ともにささえ合う地域づくり ～地域福祉活動への市民参加～

近年では、助け合いや支え合いの仕組みが機能しにくい地区や、地域活動へ参加していない人も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

《重点取組》

- (1) 安全で安心して暮らせる地域づくり
- (2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、支援が必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要であり、そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

関係機関や団体等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

《重点取組》

- (1) 断らない相談支援体制づくり
- (2) 必要な福祉サービスを届ける **仕組みづくり**
- (3) 市民の権利を守る **体制づくり**

※ レイアウトイメージ ※

基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～

子どもや高齢者の見守りなど、地域での支え合いや助け合いの必要性が増しています。地域のすべての人が安全で安心な生活を送ることができるよう、地域と行政等が協働し、体制づくりを進めることが求められています。

市民自らが地域福祉の主体となって、支え合い、助け合いの活動を推進できるような支援を行います。

《重点取組》

- (1) 保健・医療・福祉等のネットワークづくり
- (2) 市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働の体制づくり

基本目標Ⅳ 計画の実践的な運用

本計画を推進していくためには、市民、事業者、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組む必要があります。

個別計画の事業推進と一体的な取組みを行い、保健・医療及び生活関連分野との連携を図りながら推進していく必要があるため、関係部局との連携体制を構築し、具体的な事業の進捗・実施について個別計画との整合性を検証しながら取り組みます。

また、本計画における市民の意識づくり、市民・地域の役割については、その実現に向けて継続的な努力と長期的な視点のもとに推進することが必要です。広報紙や計画の概要版などの分かりやすいパンフレットを活用し、計画の周知を図るとともに、施策の評価及び検証については、PDCAサイクルに基づいて、各事業の進捗状況について評価・検証を実施します。

※ レイアウトイメージ ※

4 施策の体系

「体系図」として図示

ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす	基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～地域福祉活動への市民参加～
	重点的な取組① 安全で安心して暮らせる地域づくり
	○1① 地域ぐるみの防犯活動の推進 ○1① 災害時の要援護者支援 ○1① 日常の防災対策の充実 ○1② 「あいさつ運動」の推進 ○1④ 公共施設などにおけるバリアフリーの推進 ○1④ 安心して暮らせる住居の整備 ○1④ 心のバリアフリーの推進 ☆②オ 避難行動要支援者の取組み ◎ 見守りネットワーク
	重点的な取組② 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）
	○1② 世代間交流などの推進 ○1③ 地域における健康づくりの支援 ○1③ 高齢者の自立支援に向けた環境づくり ○1③ ボランティア団体の拡大 ○1③ 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進 ○1③ 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援 ○1④ 人権学習・啓発活動の推進 ○1④ 男女共同参画の地域づくり ☆④ア 地域住民、ボランティア団体等の社会福祉活動への支援 ☆④イ 住民等による問題意識、主体的参加の促進 ☆④ウ 人材養成 ☆①シ 地域住民が集う拠点の整備 ☆⑤ア 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
	基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～
	重点的な取組① 断らない相談体制づくり
	○2① 総合情報コーナーの設置 ○2② 総合相談窓口の設置 ○2② 相談窓口のネットワーク化 ○2② 関係職員的能力向上 ☆①ウ 制度の狭間 ☆①エ 生活困窮のような各分野横断的 ☆④キ 就労に困難を抱える者 ☆④タ 全庁的な体制整備 ☆⑤イ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ☆⑥ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 ☆新① 断らない相談 ☆新② 参加支援 ☆新③ 地域づくりに向けた支援 ◎ やすワーク ◎ 市民相談総合支援推進会議 ◎ 債権管理条例 ◎ 弁護士等専門家相談 ▽ 安心しておせっかいができる体制づくり ▽ 生活保護制度
	重点的な取組② 必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり
	○1② ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化 ☆①オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開 ☆②ア 福祉サービスの相談支援体制の整備 ☆②イ 支援を必要とする者が使える仕組み ☆②ウ サービスの評価等 ▽ ケアマネ、相談支援専門員等の整備 ▽ 福祉サービスの情報提供
	重点的な取組③ 市民の権利を守る体制づくり

※ レイアウトイメージ ※

	○2③ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 ○2③ 虐待防止ネットワークの強化 ☆①ケ 市民後見人等権利擁護の在り方 ☆①コ 虐待対応 ☆②エ 利用者の権利擁護
	基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～
	重点的な取組① 保健・医療・福祉等との連携
	○3① 保健・医療・福祉ネットワークの強化 ☆①ア 福祉以外の分野との連携（消費生活相談、弁護士等との連携） ☆①カ 居住に課題を抱える者 ☆①ク 自殺対策 ☆①サ 犯罪者の社会復帰（再犯防止） ▽ 子供の貧困対策、子ども・若者
	重点的な取組② 市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働
	○3② 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり ○3② 交流の拠点づくり ○3③ 社会福祉協議会との連携強化 ○3③ 社会福祉協議会の組織体制の強化 ☆①シ 地域住民が集う拠点の整備 ※拠点整備はⅠ-②へ ☆①ス 地域づくりを進めるための圏域とその他の整理 ☆①セ 共同募金等 ☆①ソ 補助事業等 ☆③ 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
	基本目標Ⅳ 計画の実践的な運用
	重点的な取組① 各分野別計画との連携・推進
	○3④ 各計画との連携・推進 全庁的な体制整備 ▽ 地域の広さの統一 ▽ 上位計画としての全体のスリム化
	重点的な取組② 本計画の評価・点検
	○3④ 計画の評価・点検 ▽ 議決計画に

※ レイアウトイメージ ※

第4章 施策の展開 ※とりまとめイメージ

基本目標Ⅰ ともにささえ合う地域づくり ～地域福祉活動への市民参加～

(1) 安全で安心して暮らせる地域づくり

《現状と課題》

(文章を掲載)

《市民一人ひとりが地域でできること》 ※イメージ

- 誰もが地域で役割を担っている地域住民の一人であることを認識し、小地域福祉活動に取り組みましょう。
- 日頃から隣近所とのつながりを大切にし、顔と顔が見える関係を築きましょう。

《民間事業者（福祉サービス事業者・企業・商店等）の取組み》 ※イメージ

- 福祉施設や市内の空き店舗などを活用した、見守り活動や居場所づくり、サロン活動など小地域福祉活動について地域の方と協働しましょう。

《市が取り組むこと》 ※イメージ

- 支え合いによる地域づくりの継続・拡充を図るため、地域で生活支援・介護予防サービスを提供するボランティアなどの人材・組織を発掘・育成し、生活支援の担い手の養成を推進します。

《社会福祉協議会が取り組むこと》 ※イメージ

小地域福祉活動（居場所・サロン・生活支援サービスなど）					
事業概要	●顔と顔が見える範囲の小地域での身近な福祉活動を充実させ、地域の福祉課題に地域住民と一緒に取り組みます。 ●ひとり暮らし高齢者の見守りネットワークづくりや、誰でも気軽に立ち寄れる居場所や高齢者サロンなどを地域住民と一緒につくります。 ●日常のちょっとした困りごとに対応できる生活支援サービスを立ち上げ、ボランティアの養成を行います。				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施				

※ レイアウトイメージ ※

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や関係団体等の自主的な取り組みが大切です。市民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力するとともに、必要に応じた推進・調整を図っていきます。

また、複雑多様化する福祉課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当部局等だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

2 計画の評価・検証

本計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加したタウンミーティング等の意見をもとに「ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とし、それを達成するために、地域において取り組むべきこと、市や社会福祉協議会で実施していくことについて定めた計画になります。

これを達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組むことが必要であることから、広報紙や計画の概要版などの分かりやすいパンフレットを活用し、広く市民に計画の周知を図ります。

また、長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取り組みを推進していきます。

※ レイアウトイメージ ※

資料編

1 策定委員会設置要綱

2 策定委員会委員名簿

3 用語解説

など